

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改正案
<u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u>	<u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u>
IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）	IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）
IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性	IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性
IV-3-1-1 法令等遵守態勢 (略)	IV-3-1-1 法令等遵守態勢 (略)
IV-3-1-2 勧誘・説明態勢 (1)～(8) (略)  (新設)	IV-3-1-2 勧誘・説明態勢 (1)～(8) (略)  <u>(9) 特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の販売に 係る留意事項</u>  <u>投資信託及び投資法人に関する法律において、投資信託や投資法 人は、主として特定資産に対する投資として運用することを目的と するとされており、国民の長期・安定的な資産形成手段として特別 の制度的位置付けを与えられたものである。こうした投資信託・投 資法人制度の趣旨に照らすと、以下のような商品を販売することは 適切ではないことから、当該商品の販売が行われていないかについ て留意して監督を行うものとする。</u>  <u>① 特定資産以外の資産（以下本（9）において「非特定資産」とい</u>

現 行	改正案
<p><u>(9) · (10)</u> (略)</p>	<p>う。) や非特定資産を投資対象とするファンド出資持分等、実質的に非特定資産と同等の性格を有する特定資産（以下本（9）において「非特定資産等」という。）が投資目的となっているような商品（ただし、非特定資産等が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する「公共施設等」等、公共的な性質を有するものである場合には、この限りではない。）</p> <p>② ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、本来の投資目的である特定資産のリスクに比べて、価格変動や流動性等のリスクが高い非特定資産等に投資するような商品</p> <p>なお、ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、価格変動や流動性等のリスクの低い非特定資産等に投資するような商品であっても、投資信託・投資法人制度の趣旨に照らして、以下のようないくつかの販売が行われていないか、特に留意するものとする。</p> <p>イ. 非特定資産を連想させるような名称が付された商品を販売すること。</p> <p>ロ. 非特定資産への投資を強調した勧誘を行い販売すること。</p> <p>ハ. 投資家が非特定資産等の保有リスクを負うにもかかわらず、十分なリスク説明や顧客の理解度を確認しないまま、理解度が不十分な顧客に対し販売すること。</p> <p><u>(10) · (11)</u> (略)</p>

現 行	改正案
<p><b>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</b></p> <p>V－2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V－2－1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V－2－1－1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託の勧誘に係る留意事項</p> <p>投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。</p> <p>また、顧客の安定的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築し、投資信託の預り資産を拡大していくことは、顧客の資産形成はもとより、みなし有価証券販売業者等にとっても、市況に左右されづらい安定的な収益構造への転換につながるものと考えられる。</p> <p>以上の観点を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、以下の点に留意して監督するものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p><b>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</b></p> <p>V－2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V－2－1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V－2－1－1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託の勧誘に係る留意事項</p> <p>投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。</p> <p>また、顧客の安定的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築し、投資信託の預り資産を拡大していくことは、顧客の資産形成はもとより、みなし有価証券販売業者等にとっても、市況に左右されづらい安定的な収益構造への転換につながるものと考えられる。</p> <p>以上の観点を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、以下の点に留意して監督するものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p>

現 行	改正案
(新設)	<p>⑥ <u>特定資産以外の資産へ投資する投資信託等の販売に係る留意事項については、IV-3-1-2（9）に準ずる。</u></p>
<u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u>	<u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u>
VI-2 業務の適切性（投資運用業）	VI-2 業務の適切性（投資運用業）
VI-2-1 法令等遵守態勢 (略)	VI-2-1 法令等遵守態勢 (略)
VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性 (略)	VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性 (略)
VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 (略)	VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 (略)
VI-2-3-1 業務執行態勢 (1)・(2) (略)	VI-2-3-1 業務執行態勢 (1)・(2) (略)
(新設)	<p><u>(3) 特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の組成に係る留意事項</u></p> <p><u>投資信託及び投資法人に関する法律において、投資信託や投資法</u></p>

現 行	改正案
	<p>人は、主として特定資産に対する投資として運用することを目的とするとされており、国民の長期・安定的な資産形成手段として特別の制度的位置付けを与えられたものである。こうした投資信託・投資法人制度の趣旨に照らすと、以下のような商品を組成することは適切ではないことから、当該商品の組成が行われていないかについて留意して監督を行うものとする。</p> <p>① <u>特定資産以外の資産（以下本（3）において「非特定資産」という。）や非特定資産を投資対象とするファンド出資持分等実質的に非特定資産と同等の性格を有する特定資産（以下本（3）において「非特定資産等」という。）が投資目的となっているような商品（ただし、非特定資産等が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する「公共施設等」等、公共的な性質を有するものである場合には、この限りではない。）</u></p> <p>② <u>ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、本来の投資目的である特定資産のリスクに比べて、価格変動や流動性等のリスクが高い非特定資産等に投資するような商品</u></p> <p>なお、<u>ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、価格変動や流動性等のリスクの低い非特定資産等に投資するような商品であっても、投資信託・投資法人制度の趣旨に照らして、以下のような商品の組成が行われていないか、特に留意するものとする。</u></p> <p>イ. 非特定資産を連想させるような名称を付した商品を組成する</p>

現 行	改正案
<u>(3)</u> (略)	<u>こと。</u> <u>(4)</u> (略)